

○常陸大宮市地域医療を担う人材確保修学資金貸与条例施行規則

平成23年2月21日

規則第1号

改正 平成29年3月30日規則第9号

平成29年7月20日規則第20号

令和2年3月31日規則第47号

令和5年6月21日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、常陸大宮市地域医療を担う人材確保修学資金貸与条例(平成22年常陸大宮市条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第2条 条例第5条第1項に規定する申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が定める日までに、修学資金貸与申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 大学の医学を履修する課程に在学することを証する書類又は受験予定先届出書(様式第2号の2)

(3) その他市長が必要と認める書類

(連帯保証人)

第3条 条例第5条第2項に規定する連帯保証人は、独立の生計を営み、修学資金の返還(修学資金に係る利息の支払いを含む。以下同じ。)の責任を負うことができる資力を有する者でなければならない。

2 前項の連帯保証人のうち1人は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ該当各号に定める者とする。

(1) 申請者が未成年の場合 親権者又は後見人

(2) 申請者が成年の場合 父母兄弟又はこれに代わる者

3 連帯保証人は、申請者と連帯して、条例に定める一切の金銭債務を負担する。

(貸与の審査及び決定)

第4条 市長は、条例第5条第2項の規定による申請内容の審査に当たっては、書面によるほか、必要に応じ面接等による審査を行い、修学資金の貸与の可否、修学資金の額等

を決定(申請時において医学課程に入学することが決定していない者については、仮決定)するものとする。

2 市長は、前項の審査において成績が優良であったにもかかわらず、貸与の決定又は仮決定(以下「決定等」という。)に至らなかった者については、補欠候補者として選定することができる。この場合において、複数の補欠候補者を選定したときは、審査成績順に順位を付けるものとする。

3 市長は、第1項の規定による貸与の決定等をしたときは、修学資金貸与決定通知書(様式第3号)又は修学資金貸与仮決定通知書(様式第3号の2)により通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により補欠候補者を選定したときは、修学資金貸与補欠候補者選定通知書(様式第3号の3)により通知するものとする。

5 市長は、貸与を開始する日までに、貸与の決定等をした者に貸与を行わないこととなった場合は、第2項に規定する補欠候補者のうち上位にある者から繰り上げて貸与の決定を行うものとする。

(仮決定者の貸与の可否決定)

第4条の2 前条第1項の規定により仮決定を受けた者は、医学課程への進学の可否が決定した後速やかに受験結果報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、その内容を確認の上、貸与の可否等を決定し、当該仮決定した者に通知するものとする。

(審査会)

第5条 市長は、第4条の修学資金の貸与の可否等についての審査を行うため、常陸大宮市医師確保対策修学資金貸与審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 保健福祉部長
- (4) 常陸大宮済生会病院の院長
- (5) 常陸大宮済生会病院の医師(部長又は医長クラスの医師に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める者

3 審査会に会長及び副会長を置く。

4 会長には副市長を、副会長には教育長をもって充てる。

5 会長は、審査会を総理し、会議の議長となる。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 審査会の結果については、直ちに市長に報告するものとする。

8 審査会の庶務は、保健福祉部医療保険課において処理する。

(所掌事務)

第6条 審査会は、市長の要請に応じ、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 修学資金の貸与の可否に関する事項
- (2) 連帯保証人の変更の適否に関する事項
- (3) 返還債務の免除の適否に関する事項
- (4) 返還の猶予の適否に関する事項
- (5) 分割返還の適否に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

(会議)

第7条 審査会は、貸与申請の受付期間終了後、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(貸与契約等)

第8条 条例第5条第2項に規定する貸与契約は、常陸大宮市修学資金貸与契約書(様式第5号)により行う。

2 貸与契約の相手方(以下「借受者」という。)は、貸与契約締結時に修学資金振込口座を記載した修学資金交付請求書(様式第6号)及び連帯保証人の印鑑登録証明書を市長に提出しなければならない。

3 借受者の契約内容等の管理は、修学資金貸与台帳(様式第7号)により行う。

(修学資金の貸与方法)

第9条 修学資金は、4月分から6月分までを5月に、7月分から9月分までを7月に、10月分から12月分までを10月に、1月分から3月分までを1月に交付するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 入学料に相当する額は、前項に規定する5月に交付する修学資金と合算して交付するものとする。

3 修学資金及び入学料に相当する額の貸与は、金融機関に設けられた借受者名義の預貯金口座に振り込む方法により行うものとする。

(届出の義務)

第10条 借受者は、次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれ当該各号に定める様式により、その該当する事実が発生した日から10日以内に、当該事実を証する書類等を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、本人が疾病などのために届け出ることができないときは、父母等又は連帯保証人が届け出るものとする。

(1) 大学を退学し、休学し、停学し、復学し、転学し、若しくは留年したとき、又は心身の故障のため、大学を卒業する見込みがなくなると認められるとき 退学等届(様式第8号)

(2) 大学を卒業したとき 卒業届(様式第9号)

(3) 医師法(昭和23年法律第201号)第6条第2項に規定する医師免許証の交付を受けたとき 医師免許取得届(様式第10号)

(4) 臨床研修を開始し、休止し、再開し、又は中止したとき 開始等届(様式第11号)

(5) 臨床研修を修了したとき 修了届(様式第12号)

(6) 修学資金の貸与を辞退するとき 辞退届(様式第13号)

(7) 住所又は氏名等を変更したとき(連帯保証人を含む。) 住所・氏名等変更届(様式第14号)

(8) 常勤医師として勤務ができなくなったとき 勤務辞退届(様式第15号)

2 借受者が死亡したときは、当該借受者の相続人は、遅滞なく、死亡届(様式第16号)に死亡診断書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 臨床研修又は医師の業務に従事する借受者は、毎年4月15日までに研修(業務従事)状況報告書(様式第17号)に研修(業務従事)証明書(様式第18号)を添えて、市長に提出しなければならない。

(学業成績表の提出)

第11条 借受者は、条例第6条の規定による学業成績表等の提出を求められたときは、毎年4月15日までに在学状況報告書(様式第19号)に前学年度末における学業成績表を添えて、市長に提出しなければならない。

(連帯保証人の変更の申請及び決定)

第12条 申請者は、連帯保証人を変更すべき事由が生じたときは、連帯保証人変更申請書(様式第20号)に誓約書等を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、連帯保証人の変更の適否を決定し、連帯保証人変更承認通知書(様式第21号)又は連帯保証人変更不承認通知書(様式第22号)により、当該申請者及び新たな連帯保証人に通知するものとする。

(契約の解除)

第13条 条例第7条第1項の規定による貸与契約の解除をしたときは、直ちに、修学資金貸与契約解除通知書(様式第23号)により、借受者及び連帯保証人に通知するものとする。

(貸与の休止)

第14条 条例第7条第2項及び第3項の規定による修学資金の貸与の休止をしたときは、修学資金貸与休止通知書(様式第24号)により、借受者及び連帯保証人に通知するものとする。

(条例第8条第1項に規定する市長が別に定める医療機関)

第14条の2 条例第8条第1項に規定する市長が別に定める医療機関は、一般社団法人日本専門医機構が定める基本領域専門研修において、市内公的医療機関を専門研修連携施設として登録している専門研修基幹施設とする。

(期間の算定方法)

第15条 条例第8条第1項に規定する常勤医師として市内の公的医療機関の業務に従事した期間の算定は、当該業務の従事を開始した日の属する月から当該業務の従事を終了した日の属する月までの期間をもって、当該業務に従事した期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内に連続して1月以上の研修若しくは休職(業務に起因するものを除く。以下この項において同じ。)をし、又は停職となった期間があるときは、当該研修若しくは休職をし、又は停職となった期間の開始した日の属する月からその終了した日の属する月までの月数を除いた期間をもって、同項の規定による業務に従事した期間とする。ただし、特に市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(返還債務の免除の申請及び決定)

第16条 条例第8条の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、同条に該当する事実が生じた日の翌日から起算して20日以内に、修学資金返還免除申請書(様式第25号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、返還債務の免除の適否について決定し、修学資金返還免除決定通知書(様式第 26 号)又は修学資金返還免除不承認決定通知書(様式第 27 号)により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(借用証書及び返還)

第 17 条 借受者は、条例第 9 条第 1 項の規定により修学資金を返還するときは、既に助成を受けた修学資金の総額に対する修学資金借用証書(様式第 28 号)及び修学資金返還申出書(様式第 29 号)を市長に提出しなければならない。

(分割返還の申請及び決定)

第 18 条 条例第 9 条第 1 項ただし書の規定により修学資金の分割返還を申請しようとする者は、修学資金分割返還申請書(様式第 30 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の分割返還は、条例第 9 条第 1 項各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等返還の方法によるものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、返還の猶予の適否を決定し、修学資金分割返還決定通知書(様式第 31 号)又は修学資金分割返還不承認決定通知書(様式第 32 号)により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(返還の猶予の申請及び決定)

第 19 条 条例第 10 条の規定による返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、当該猶予に係る事由の生じた日の翌日から起算して 20 日以内に、修学資金返還猶予申請書(様式第 33 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、返還の猶予の適否を決定し、修学資金返還猶予決定通知書(様式第 34 号)又は修学資金返還猶予不承認決定通知書(様式第 35 号)により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(返還の猶予の取消し等)

第 20 条 返還の猶予を受けている者が、当該猶予を辞退するときは、修学資金返還猶予辞退申出書(様式第 36 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申出書の提出があったときは、その内容を審査し、返還の猶予を取り消したときは、修学資金返還猶予辞退承認通知書(様式第 37 号)により通知するものとする。

3 第 17 条の規定は, 前項の規定により返還の猶予の取消しを受けた場合における修学資金の返還について準用する。

(延滞利息)

第 21 条 条例第 11 条の規定による延滞利息を計算する場合の年当たりの割合は, 閏年の日を含む期間についても, 365 日当たりの割合とする。この場合において, 延滞利息の額に 100 円未満の端数を生じたときは, その端数を切り捨てるものとする。

(補則)

第 22 条 この規則に定めるもののほか, 必要な事項は, 別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は, 平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 修学資金の貸与に係る手続その他この規則の施行に必要な準備行為は, この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成 29 年規則第 9 号)

この規則は, 平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年規則第 20 号)

この規則は, 公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年規則第 47 号)

この規則は, 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年規則第 22 号)

この規則は, 公布の日から施行する。